

雇用政策研究会開催要領

1. 目的

様々な経済構造の変化等の下で生じている雇用問題に関して、効果的な雇用政策の実施に資するよう、学識経験者を参集し、現状の分析を行うとともに雇用政策のあり方を検討する。

2. 研究課題

- (1) 経済構造及び労働力需要・供給構造の変化に関する分析と展望
- (2) 雇用に関する問題の分析と今後の雇用政策の方向

3. 構成

- (1) 厚生労働省職業安定局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会の参集者は 15 名程度とする。
- (3) 研究会の座長は研究会の運営に関する事務を掌理する。

4. 運営

- (1) 研究会は必要に応じて、開催することとする。
- (2) 研究会は研究課題によって分科会を開催することができる。
- (3) 研究会の議事については、別に研究会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

5. その他

- (1) 研究会の庶務は厚生労働省職業安定局雇用政策課が行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は職業安定局長が定める。